

山梨県内小・中・高等学校等校長 各位

山梨県弁護士会

会 長 花 輪 仁 士

(公 印 省 略)

弁護士出前授業のご案内

拝啓 陽春の候、貴校並びに先生方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当会では、山梨県下の小中高等学校等に会員弁護士を派遣して、児童、生徒に「出前授業」を行っております。

「出前授業」は、「個を尊重する自由で公正な社会にふさわしい市民を育成すること」を目的として、法教育や公共の授業とも関連する様々なメニューを用意しております。それぞれの授業内容・時間等については、添付の**授業案内・出前授業MAP**をご参照ください。

2022年4月1日から成年年齢が引下げられ、新高校3年生は誕生日を迎えると成年となります。成年としての権利を獲得する一方で、経験のない若者をターゲットにする悪質商法や、知識不足による違法行為の危険などが考えられ、成年を迎える準備として「**成年年齢引下げに関する授業**」を設けております。消費者トラブルだけでなく、ブラックバイトなど労働に関わる問題・選挙権も広く触れていく授業です。

子ども基本法が施行され、子どもたちに関する権利教育はますます重要度が増しているところであり、権利擁護を職務とする弁護士の出前授業をぜひご活用いただければと思います。学校の要望に応じて、授業内容は決定いたしますので、メニューにない内容でもお気軽にお問合せ下さい。

「弁護士出前授業」を希望される場合は、**裏面**にご回答の上、当会事務局までFAX（055-235-7204）にてお申し込み下さい。（なお、講師の日程調整の都合上、実施日の3ヶ月前ころを目処にお申込下さい。）申込みから授業実施までの流れは、別紙をご参照下さい。尚、ご不明な点等につきましては、いつでもお答えいたしますので当会事務局までご連絡ください（担当 今井 055-235-7202）。

また、当会では、「セイジンカウントダウン！知っておくべきオトナへの一步」と題し、Youtubeにて動画配信を行っています。引き続きご覧いただけますので、ご活用いただけますと幸いです。

敬具

- 派遣対象: 山梨県下小・中・高等学校 特別支援学校等
- 対象学年: 内容によって、異なります。別添授業案内をご参照下さい。
- 対象人数: 1クラスにつき1名の弁護士の派遣を予定しておりますが、複数のクラス合同での実施も可能です。
- 派遣する弁護士数: 原則として1クラスにつき1名(後日、当会よりご連絡いたします。)
- 授業時間: 内容によって異なります。別添授業案内をご参照下さい。
- 派遣費用: 講師料として派遣先の学校に派遣弁護士1名1授業あたり5,000円(消費税含む。)のご負担をお願い致します。
- 授業内容及び実施時期: 具体的な内容は、当会担当弁護士と窓口となられる先生との打ち合わせにより決まります。

とっても簡単

弁護士出前授業

～申込みから授業実施までの流れ～



① 申込み

FAXなのでいつでも申込可能です。但し、担当者の選定等のため、3ヶ月前くらいまでに申込み下さい。



申込み用紙に必要事項を記載し、
弁護士会にFAX
(FAX 055-235-7204)

※申込用紙は弁護士会HPからもダウンロードできます。

弁護士会で担当者決定

② 打合せ

担当の弁護士から学校に電話します。
担任の先生の都合に合わせて打合せを行います。
打合せは電話もしくは担当弁護士が学校に伺います！
※打合せに費用はかかりません。
個別の学校の要望を聞いた上で、授業内容を決めます。



詳細決定

③ 授業実施

お気軽にお申込下さい！



クラスごとに1人の弁護士を派遣できます。

授業後にアンケートに御協力頂くことがあります。

※費用（5000円）は担当弁護士に直接お支払いください（現金又は振込）

御不明な点はお気軽に弁護士会まで（TEL 055-235-7202）